

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年7月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年7月5日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

健康課 黒澤課長、石田主任歯科衛生士、荒木主任保健師

3 件名

「自殺対策計画」の策定及び策定方針について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

【質疑応答】

① コンサルに業務委託する必要性について

- アンケート調査を行わず、分析の結果や施策の方向性も国とあまり変わらないのであれば、委託する必要はないのではないか。
⇒自殺対策計画は市で初めて策定する計画であり専門性のある取り組みを盛り込むことが必要となるため、作り方等のノウハウのあるコンサルに技術的支援を受けて策定することが望ましいと判断した。

② 計画期間を2年間とすることについて

- 計画期間が2年間だと成果も出ないし効率が悪いと思う。
⇒新たに策定する自殺対策計画は、しろい健康プランの4つ目の計画として位置づけたい。
健康プランと自殺対策計画の計画期間をどこかで合わせることを考えると、今回策定する自殺対策計画を現行の第2次しろい健康プランの終了年度の平成32年度までの2年間として計画期間を合わせたい。
そして、平成33年度からスタートする第3次しろい健康プランは10年間の計画として、自殺対策計画も一体として盛り込んでいく予定である。
なお、第3次しろい健康プランの策定に向けては、平成31年度に実施する市民アンケートを実施するため、その調査結果を踏まえ、今回策定する自殺対策計画の取組を精査し、見直しを図っていく。
- 国の大綱や県の自殺対策計画の完成が今年度夏であれば、次年度に策定する市の自殺対策計画には、国や県の方向性を十分勘案することができるので、計画期間を第3次しろい健康プランの計画終了年度まで延ばすことでも問題ないのではないか。

- 第3次しろい健康プランを10年間の計画にするとのことだが、健康に関する施策は年々大きく変化することが予想されるため、長すぎるのではないか。中間見直しが必要ではないか。

-

- いずれどこかで合わせることを考えるのであれば、市の総合計画終了年度の平成37年度と合わせて7年間とするべきではないか。

③ 計画書（冊子）について

- 計画書（冊子）は何部作るのか、どこへ配布する予定か。途中で計画内容の修正を視野に入れているのであれば、冊子ではなく印刷してバインダーに閉じる方式にしてはどうか。

⇒計画書（冊子）は150部作成する予定であり、議会及び関係団体への配布を考えている。自殺対策計画をしろい健康プランに追補する形として、別冊子とする。

④ 補助金の採択について

- 補助金の採択が平成30年度とのことだが、今年度の補正予算で2年間の業務委託として債務負担行為を組み、今年度中に業者と契約を締結すると、事前着手となり補助対象とならないのではないか。

⇒確認する。（県に再度確認したところ、問題ないとのことであった。）

⑤ 付議書の記載内容について

- 計画策定の目的の中で「平成30年度に向けて」とあるものは、「平成30年度内に」若しくは「平成30年度までに」とするべきではないか。

⇒修正する。

【結論】

- 今回策定する自殺対策計画は、しろい健康プランの4つ目の計画として位置づける。
- 計画の期間は、総合計画及び第3次しろい健康プランの終了年度である平成37年度までの7年間とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

平成29年6月15日

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（健康福祉部健康課）

1 件名

「自殺対策計画」の策定及び策定方針について

平成28年4月に自殺対策基本法が改正されたことに伴い、以下の「第2次しろい健康プラン 自殺対策計画」策定方針（案）に基づき、計画を策定することについて付議します。

2 計画の概要

「第2次しろい健康プラン 自殺対策計画」策定方針（案）

1. 計画の名称

「第2次しろい健康プラン 自殺対策計画」

2. 計画策定の目的

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、市町村に計画策定が義務付けられたことに伴い、白井市でも市の実情に応じた自殺対策の推進を図るため、平成30年度に向けて「第2次しろい健康プラン 自殺対策計画」を策定するものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、最上位計画である白井市第5次総合計画の健康・福祉にかかわる個別計画として位置づけ、本市が目指す将来像の一つである「ときめきとみどりあふれる 快活都市」の実現に貢献するものです。

本計画は、平成28年度からスタートしている「第2次しろい健康プラン」の「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」に加え、新たに4つ目の計画として追補する形で策定します。

市が策定する「自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画とし、国の自殺総合対策大綱及び千葉県自殺対策計画並びに市の地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画、教育大綱と整合性を図り策定するものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、「第2次しろい健康プラン」の最終年度と合わせるため、平成31年度から平成32年度の2年間とします。

5. 計画に盛り込むべき事項

(1) 計画策定にあたって

計画の考え方、計画の概要、根拠法令、計画期間、位置づけ

(2) 市の現状と課題

自殺者数、自殺死亡率、原因・年齢別自殺者数、救急活動実績など
市民意識調査（生活の充実度、悩みや不安への相談者の有無など）

(3) 計画の体系

基本方針、めざす姿と施策の方向性、到達目標、計画の体系図

(4) 計画の展開

重点的取り組み、自殺についての市民理解、社会的な取り組みによる
自殺予防、自殺リスクの高い疾病の早期発見・早期対応、自殺未遂者
や自殺者遺族に対する支援など

(5) 計画の推進に向けて

計画の推進体制、計画の評価について

6. 計画の策定体制

(1) 庁内健康づくり推進会議（平成29年度新設）

所掌事務：計画の進行管理と次期計画の策定、市民の健康づくりの推進に
関連する事項の検討

委員構成：関係各課等の職員で構成

（企画政策課、市民活動支援課、農政課、社会福祉課、高齢者福
祉課、子育て支援課、保育課、保健福祉相談室、健康課、保険
年金課、学校教育課、生涯学習課）

(2) 白井市健康づくり推進協議会

所掌事務：総合的な保健計画の策定、進捗等に関する事項について調査審
議

委員構成：学識経験を有する者、医師、関係団体の代表者、教育機関の職
員、印旛保健所の職員、公募委員で構成する11名の委員のほ
か、平成30年度は自殺対策計画を作成するため専門委員1名
を委嘱

7. 市民参加

計画の策定にあたり、素案については健康づくり推進協議会（市民公募委
員を含む）での審議及びパブリックコメントの実施

8. 計画策定期間

本計画は、平成29年度から策定準備を開始し平成30年度末までに計画
を策定

○策定スケジュール

平成29年度

- 5～7月 部内会議・行政経営戦略会議
計画策定及び策定方針について
- 8～9月 関係各課等へのヒアリング・庁内健康づくり推進会議
関係各課等における自殺対策についての現状把握
計画策定について
- 9月議会（補正予算上程）
計画策定委託費を平成29・30年度の債務負担行為で計上
- 10～3月 健康づくり推進協議会
自殺対策計画の策定方針について
計画策定業務業者選定プロポーザルの実施及び契約締結

平成30年度

- 4月～8月 関係各課等へのヒアリング
自殺対策実施事業の洗い出し
庁内健康づくり推進会議
自殺対策についての課題等の抽出
自殺対策計画素案の検討・作成
健康づくり推進協議会
委員及び専門委員の委嘱、自殺対策計画素案について
- 9～12月 部内会議・行政経営戦略会議、保健衛生事業計画医師会議
自殺対策計画素案について
自殺対策計画素案のパブリックコメントの実施について
- 1～2月 部内会議・行政経営戦略会議・健康づくり推進協議会
自殺対策計画素案のパブリックコメント実施結果について
自殺対策計画書の完成・印刷
- 3月 議会へ報告

3 関連情報

関係法令等	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項
関係課	社会福祉課、保健福祉相談室、教育センター室等
予算措置	<ul style="list-style-type: none">・計画策定、検証に係る情報収集・分析等の実施は「地域自殺対策強化補助金」で3分の2の補助があります。・平成29年度当初予算における同補助金の該当事業は、こころの相談事業費で2分の1の補助、若年層対策事業（教育相談事業）で3分の2の補助が該当しており、所要見込み額を県に報告しています。

「第2次しろい健康プラン 自殺対策計画」策定スケジュール（案）

平成 29 年 6 月 15 日作成

	市			医師会議 食育担当者会議 歯科医師会議	健康づくり推進協 議会 (市民参加)	市民参加 市議会
	事務局 (健康課)	庁内健康づくり推進会議 関係各課等	部内会議 行政経営戦略会議			
28年度		・自殺対策計画策定に向けた調査 研究等				
29年度	5～7月	・自殺対策計画策定についての付 議書作成		・付議 6/1 部内会議 7/5 行政経営戦略会議 (自殺対策計画の策定及び策 定方針について)		
	8～9月	・関係各課等へのヒアリング実施 (各課等における自殺対策につ いての現状把握) ・自殺対策計画の策定準備 (債務負担行為 9 月議会に補正 予算として計上)	・関係各課等のヒアリング(各課 等における自殺対策につい ての現状把握) ・8/3 庁内会議開催(自殺対策計 画の策定について)		・会議開催 (自殺対策計画の策定方針に ついて)	・9月議会 (自殺対策計 画策定委託 費補正予算)
	10～ 3月	・自殺対策計画ポータルの実施、 委託契約			・会議開催 (自殺対策計画の策定方 針について)	
30年度	4～8月	・関係各課等へのヒアリングの実 施(自殺対策実施事業の洗い出 し) ・健康づくり推進協議会委員及び 専門委員の委嘱 ・自殺対策計画素案の作成	・関係各課等のヒアリング(自殺 対策実施事業の洗い出し) ・庁内会議開催(自殺対策の課題 等の抽出) ・庁内会議開催(自殺対策計画素 案の検討・作成)		・会議開催 (委員及び専門委員の委 嘱、自殺対策計画素案 について)	
	9～ 12月	・自殺対策計画素案について及び 自殺対策計画素案のパブリック コメントの実施についての付議 書作成		・付議 (自殺対策計画素案につい て及び自殺対策計画素案のパ ブリックコメントの実施に ついて)	・会議開催 (自殺対策計画素案につい て及び自殺対策計画素案のパ ブリックコメントの実施に ついて)	
	1～2月	・自殺対策計画素案のパブリック コメント実施 ・自殺対策計画素案のパブリック コメントの実施結果についての 付議書作成		・付議 (自殺対策計画素案のパブリ ックコメントの実施結果に ついて)	・会議開催 (自殺対策計画素案のパ ブリックコメントの実 施結果について)	・市民参加 (パブリック コメント)
	3月	・自殺対策計画書完成・印刷				・議会へ報告

自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

目的規定の改正(第1条) ○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加		
基本理念の追加(第2条第1項・第5項) ○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない ○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない		
国の責務の改正(第3条第3項) ○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条) ○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開	関係者の連携協力(第8条) ○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等(第13条) ○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める		
都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条) ○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付		
基本的施策の拡充		
〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条) ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備		
〔人材の確保等〕(第16条) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加		
〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条) ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定 ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める		
〔医療提供体制の整備〕(第18条) 自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定		
必要な組織の整備(第25条) ○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備	施行期日(附則) ○ 平成28年4月1日から施行	